

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

埼玉（長野）厚生年金 事案 7379

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月15日から同年4月15日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社における資格喪失日は昭和43年3月15日になっており、次の同社C工場における資格取得日が同年4月15日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A株式会社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和43年4月15日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成8年9月から9年9月までは38万円、同年10月から10年8月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から10年9月30日まで
厚生労働省の記録によると、申立期間に係る標準報酬月額が実際にもらっていた給料より低くなっている。
納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年9月から9年9月までは38万円、同年10月から10年8月までは36万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年9月30日）より後の同年10月9日付けで8年9月の随時改定及び9年10月の定時決定が取り消された上で、8年9月に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A株式会社の顧問社会保険労務士によると、事業主が社会保険を担当していたとしている上、複数の同僚によると、社会保険の担当者として申立人以外の名前を挙げており、遡及訂正の手続について申立人の関与があったとは考え難い。

さらに、上記の社会保険労務士によると、A株式会社について社会保険料の滞納があったとしており、同僚も申立期間当時、同社の経営状態は苦しかったとしている。

これらを総合的に判断すると、平成10年10月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において、こ

のような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、8年9月から9年9月までは38万円、同年10月から10年8月までは36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年7月31日まで
昭和63年3月から平成9年7月まで株式会社Aに勤務した。7年11月1日付けで厚生年金保険の標準報酬月額が59万円から47万円に下がったが、その後も給与額は変わらず、59万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月及び同年12月について、申立人から提出された株式会社Aの給与支給明細書の記載から、申立人は、当該期間において、標準報酬月額59万円（当時の上限額）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成8年1月以後の期間については、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、申立人提出の株式会社Aに係る雇用保険被保険者離職票によると、同年8月から9年7月までの各月に支給された賃金が約70万円であることが確認できる。

さらに、株式会社Aにおいて給与計算及び社会保険事務手を担当していた同僚が、申立期間において申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額は変わらなかったと思うと供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同様に平成7年11月1日付けで標準報酬月額が減額されている同僚から提出された同年11月から9年3月までの給与支給明細書において、7年11月以降も減額前の標準報酬月額に見合う報酬月額及び保険料控除額が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日及び同年12月17日は39万2,000円、17年7月15日及び同年12月26日は39万6,000円、18年7月31日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日
② 平成16年12月17日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年7月31日

有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までに支払われた賞与に係る年金記録が無いので、当該賞与に係る記録をつけてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社B銀行C支店入金・出金額明細証明書の写しから、申立期間において有限会社Aからの振り込みが確認できる上、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにおいて、申立期間は同僚に係る賞与支払日とそれぞれ同日であることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、申立期間③及び④については、申立人に係るD区の平成18年度市民税・県民税課税回答書に記載された社会保険料額と上記の入金・出金額明細証明書に記載された申立期間③及び④に係る賞与から算出される保険料を含む平成17年中に申立人が納付したと当委員会で検証した社会保

険料額がほぼ一致する。

さらに、申立期間①、②及び⑤については、厚生年金保険料の控除状況が確認できる資料は見当たらないが、上記の同僚の賞与明細書において、申立人の申立期間①、②及び⑤と同日に支払われた賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されたことが確認できる上、複数の同僚が当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の入金・出金額明細証明書及び課税回答書において確認できる入金額を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、平成16年8月25日及び同年12月17日は39万2,000円、17年7月15日及び同年12月26日は39万6,000円、18年7月31日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られなかったが、申立人のほかにも、その所持する賞与明細書において、申立期間における保険料控除が認められる同僚が確認できるところ、オンライン記録によると、有限会社Aにおいて申立期間の賞与に係る記録が有る被保険者が確認できないことから、事業主は社会保険事務所（当時）に対して賞与に係る適切な届出を行っていないと認められ、申立人の申立期間に係る賞与支払届は提出されていなかったものと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和38年8月1日、資格喪失日は同年11月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額の記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月1日から同年11月30日まで
② 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

A株式会社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。空白期間を被保険者期間に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及び申立人の勤務状況に係るA株式会社の事業主の供述から、申立期間①において、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間①に係るA株式会社の事業所別被保険者名簿（以下

「被保険者名簿」という。)には、申立人と氏名、生年月日及び厚生年金保険の番号が同一であるが記号が異なる未統合の被保険者記録が確認できるところ、同記録では資格取得日が昭和 38 年 8 月 1 日、資格喪失日が同年 11 月 30 日と記載されている。

さらに、事業主は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していた。同一企業内の異動であり、3か月の空白期間は無い。」と供述しているところ、上記被保険者記録は空白期間と一致していることから、当該記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 30 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

2 雇用保険の記録及び申立人の勤務状況に係るA株式会社の事業主の供述から判断すると、申立期間②において、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和 44 年 5 月 1 日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和 44 年 3 月の被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和 44 年 4 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで
年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、同社がC区からD区に移転した時期（申立期間①）と、D区からE市に移転した時期（申立期間②）について、厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた3人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間①は、会社がC区からD区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所

が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は、継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間①において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間①に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記の同僚全員が、A株式会社では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間①において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年7月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた3人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間②は、会社がD区からE市に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は、継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間②において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間②に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記の同僚全員が、A株式会社では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間②において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和37年10月の定時決定に係る記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで
年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、同社がC区からD区に移転した時期（申立期間①）と、D区からE市に移転した時期（申立期間②）について、厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた4人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間①は、会社がC区からD区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所

が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は、継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間①において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚のうち3人が、申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間①に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記3人の同僚が、A株式会社では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間①において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年7月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた4人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間②は、会社がD区からE市に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は、継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間②において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚のうち3人が、申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間②に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記3人の同僚が、A株式会社では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間②において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和37年10月の定時決定に係る記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から51年3月まで

私は、昭和50年9月に結婚し、A区に住んでいた。国民年金に加入した日は不明だが、20歳の時からの未納保険料が一括で納付できるというハガキがA区役所から届いたので、夫と二人分の保険料である約20万円から30万円を家の購入資金を取り崩して、A区役所かB銀行C支店（当時）で1度だけ納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳の時からの未納保険料が一括で納付できるというハガキがA区役所から届いたので、自身とその夫の保険料である約20万円から30万円を家の購入資金を取り崩して、同区役所かB銀行C支店で1度だけ納付したとしている。しかしながら、申立人は、当時の加入手続及び納付状況に関する記憶は明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和53年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、上記の同番号が払い出された直後の昭和53年7月から55年6月までは第3回特例納付が実施されているところ、申立人及びその夫の申立期間を含む未納期間の保険料を納付するのに必要な保険料額は申立人が納付したとする金額とは相違している上、一緒に納付したとする元夫も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（領収書、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から53年9月まで

申立期間当時、父がA事業所を経営しており、同事業所で勤務していた。父が昭和41年8月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を私の月々の給与から控除し、1か月ごとに納付していたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和41年8月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を申立人の月々の給与から控除し、1か月ごとに納付していたはずであるとしている。

しかしながら、申立人は、「申立の概要」において、「昭和41年8月に父が国民年金の加入手続を行い、その際にオレンジ色の表紙の年金手帳が交付された。」としているが、オレンジ色の表紙の年金手帳は、41年当時には発行されていなかった上、申立人の所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号(*)は記載されているものの、国民年金の手帳記号番号は記載されていないことから、当該手帳は53年に申立人がB株式会社において厚生年金保険の被保険者となった時に発行されたものとするのが自然であり、申立期間当時、申立人の国民年金加入手続が行われていたとする事情はうかがえない。

一方、申立人は、「昭和53年頃、A事業所がB株式会社として法人化され、厚生年金保険の適用事業所とする手続のためにC社会保険事務所(当時)へ父と一緒に訪れた際に、給与から国民年金の保険料を控除し、納付したことを証する書面を持参した。」と申述しているところ、当該書面には、A事業所の代表者である申立人の父が申立人の申立期間に係る保

保険料を給料から天引きし、国民年金の支払を行う旨の記載、及びそれを証する申立人の父の押印が確認できるものの、i) 当該書面のみでは、申立期間の保険料納付を裏付けるものとまでは判別できない上、どのような経緯で作成されたものか申立人も不明であるとしていること、ii) D年金事務所では当該書面について、「C社会保険事務所が国民年金の保険料納付を検認したとは判断できない。」としている上、「申立人がD年金事務所を訪れ“年金について確認した件”に関する資料は当事務所には見当たらない。」と回答していることから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、当時の保険料額及び納付書に関する記憶が明確ではない上、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界していることから、保険料の納付方法等について確認することができない。

さらに、申立期間は146か月間と長期間であり、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号(*)は平成17年3月25日に付番(昭和38年9月1日に取得した厚生年金保険の被保険者資格取得時の記号番号を使用)されているところ、申立期間は、同年4月28日に、申立人が20歳になった時まで遡って国民年金加入記録が追加されたことにより未納期間となったものであり、同資格が追加された時点では、時効により保険料を納付することができない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索、払出簿検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉（新潟）厚生年金 事案 7380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 9 月頃まで
A 株式会社に、昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 9 月頃まで勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、同社における自分の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の事業主の回答から、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、A 株式会社の事業主によると、申立人に係る勤務期間、及び社会保険の届出等については不明と回答している。

また、同僚照会の結果でも、申立人について記憶している同僚が見当たらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等の情報を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 36 年 10 月 1 日）以後の整理番号は連番となっており、欠番も無い。

加えて、事業主は、申立人に係る資料等を保管していないとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 22 日から 5 年 12 月 25 日まで
申立期間の標準報酬月額は 20 万円になっているが、当時、50 万円程度の給与を得ていた。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 5 年 12 月 28 日付けで、4 年 7 月 22 日の取得時に遡って 50 万円から 20 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿で確認できる当時の代表取締役は、「経営実務は実弟が行っており、自分は資金を実弟に貸したものの、経営に関与しておらず、弟からは短期間で経営が行き詰まったと聞いた。申立人のことも知らず、当時の記録も無く、申立人の勤務実態、保険料控除及び納付等は不明。」と回答している上、代表取締役が経営実務を行っていたとする実弟（当時は取締役）に照会したが、回答を得られず、実弟の当時の妻（当時は取締役）も「前夫が単独で行ったことなので、全く分からない。」と供述していることから、当時の状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、有限会社 A における厚生年金保険の被保険者は申立人のみで同僚等もないことから、標準報酬月額が訂正された詳しい事情について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 2 日から同年 8 月 2 日まで
A株式会社において、昭和 52 年 7 月 2 日から同年 8 月 31 日まで勤務したが、同年 7 月の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社に勤務していたと供述しているところ、同社の事業主は、「申立人は、申立期間に勤務していなかったと思う。申立人の給与から厚生年金保険料を控除したのは、昭和 52 年 8 月の 1 か月だけだと思う。」と供述している上、同社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 8 月 2 日となっている。

また、申立期間当時、A株式会社に在籍していた同僚 5 人に照会し、一人から回答があったが、申立人が勤務していたかどうか分からないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除状況は不明である。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA株式会社に係る被保険者資格取得日は昭和 52 年 8 月 2 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。